

答弁書第八三号

内閣参質一八九第八三号

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七。一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する
質問に対する答弁書

一及び三について

内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。

二について

お尋ねの「三つの部分の文言（中略）の記載（各文言が一つでも記載されている場合を含む）が存在する」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年五月二十日に政府から与党協議会に提出した資料のうち、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による同月十五日の報告書の中に、「日本国民は、（略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認

する。」との記載がある。